

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速かつ安全確実に対応し、経営状況の健全性、効率性と継続的な成長を実現するため、株主の立場に立って企業価値を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

また、同時にすべてのステークホルダーに対する企業責任を果たすため、経営の公平性・透明性と法令・倫理遵守経営に努め、適時・適切な情報開示を行うとともに、利益の経常的な向上を目指すマネジメント体制を確立してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森トラスト株式会社	8,289,289	53.60
荒牧 杉夫	309,406	2.00
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	136,500	0.88
オーエム04エスエスピークライアントオムニバス	131,450	0.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	120,700	0.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	119,600	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	104,100	0.67
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイ エスジー エフイーエイシー	94,683	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	91,500	0.59
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	84,500	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	森トラスト株式会社、株式会社森トラスト・ホールディングス (非上場)
--------	------------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う場合は、一般の取引条件と同様の条件によるものとし、当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」と

いう。)及び少数株主の利益を害することがないように適切に対応します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
半田 智之	他の会社の出身者		○										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
半田 智之		森トラスト株式会社 執行役員 大阪支店長	同氏は当社の親会社であり、資本業務提携を行っている森トラスト株式会社で長年不動産業に従事しており、豊富な経験と幅広い知識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、会計監査人である太陽有限責任監査法人から、監査計画及び監査結果の説明・報告を受けるとともに、業務上や会計上の課題について随時意見交換・情報共有する体制としております。

内部監査室は子会社も含めた全部門を対象に業務監査を計画的に実施するとともに、監査役と監査に関する情報交換を随時実施しております。監査役会は必要に応じ、内部監査結果を監査役会に報告させる体制としております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
白井 徹雄	他の会社の出身者													
新井 義典	他の会社の出身者													
近藤 正和	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井 徹雄	○	——	同氏は金融機関の出身であり、出身金融機関での職務実績より財務・会計等に関する相当の専門知識を生かし、公正中立的立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため。また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため独立役員に指定しております。
新井 義典	○	——	同氏は金融機関の出身であり、出身金融機関での職務実績より財務・会計等に関する相当の専門知識を生かし、公正中立的立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため。また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため独立役員に指定しております。
近藤 正和	○	——	同氏は金融機関の出身であり、出身金融機関での職務実績より財務・会計等に関する相当の専門知識を生かし、公正中立的立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため。また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断

できるため独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬について業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしていませんが、役員賞与については業績を勘案して、株主総会で承認を得た役員報酬の範囲内で支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の総額は222百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 209百万円
監査役を支払った報酬 13百万円

(注)上記の金額は役員報酬、役員退職慰労金の合計額であり、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬等の額は株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、役員退職慰労金については役員退職慰労金支給規程に基づき、算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては取締役会等主要会議の概要の説明を必要に応じて事前に、担当部署から実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行・監査の状況

(取締役会)

当社は、取締役会を経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として位置づけ、迅速かつ適正な意思決定を行うべく、毎月一回定時取締役会を、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を付議するとともに業績の進捗状況等につきましても議論しております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しておりますが、監査役全員は取締役会等の会議に出席するほか、当社及び子会社の業務・財産の状況及び経営の状況等について、適法性に関する監査を実施するとともに、内部監査室と緊密に連携し、重要性、その他必要に応じ監査役会に報告させ、取締役の意思決定及び職務執行に対し、適切な監査を行うことができる体制をとっております。また、会計監査を担当する監査法人から監査計画の説明及び監査報告を受けるとともに、往査時における立会などを通じて意見交換を図ることにより相互間の連携強化を図っております。

社外監査役の選任に関しましては、「3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載のとおりであります。また、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況、独立性の高い社外監査役の選任状況につきましては、【監査役関係】の「会社との関係(2)」にある「選任の理由」に記載のとおりであります。

(内部監査)

内部監査につきましては、社長の直轄組織として1名を専任で置いております。内部監査室は子会社を含む全部門を対象に業務監査を計画的に実施し、結果を代表取締役・取締役会に報告することにより、監査の実効性の確保を図るとともに、改善事項の指摘・指導を行うなど、内部統制の向上に努めております。また、必要に応じて会計監査を担当する監査法人と連携を図っております。

(部長会)

当社は、役員、部門長及び子会社の責任者による部長会議を定期的開催し重要な情報の伝達、協議及び検討を行い、業務の進捗状況等の確認及びそれに伴うリスクの未然防止に努めております。

(リスク管理委員会)

当社は、役員、部門長等の委員によるリスク管理委員会を必要に応じて招集・開催し、発生しうるリスクの未然防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行っております。

2. 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査及び財務報告に係る内部統制監査についての監査契約を太陽有限責任監査法人と締結しており、期末だけでなく必要に応じて適宜監査が実施されております。

なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 柳承煥
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 岡本伸吾

継続関与年数については7年以内であります。

3. 監査報酬の内容

平成27年3月期における監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

監査契約に基づく監査証明に係る報酬 25,000千円
上記以外の報酬 - 千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員は社外監査役です。現行のコーポレート・ガバナンス体制が実質的に機能していること、当社の事業規模を考慮し、現在の監査役制度が適切であると考えております。なお、本年5月施行の会社法改正に伴い、今後につきましては監査等委員会設置会社への移行等、当社により適合したガバナンス体制を検討してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算の早期化により、株主総会招集通知の早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーとして掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	集合形式でのラージ・ミーティングは開催しておりませんが、個別取材については、その都度対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	経営情報、財務情報等の提供を目的として、タイムリーかつ正確で充実したIR情報の開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を選任し、タイムリーな情報開示を図るとともに、当社の事業活動についてご理解を頂くことに努めております。IR担当役員は常務取締役管理本部長であります。	
その他	アナリストや機関投資家からの個別取材についてその都度対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーに対する役員及び従業員の行動を「エスリードグループ行動規範」に規定し、周知・徹底しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、必要に応じて改訂することを基本方針としております。

2. 整備状況

整備状況は以下のとおりであります

(イ) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を、法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- b. 総務部はコンプライアンスに関する規程の社内への周知・徹底を継続的に実施する。
- c. 内部通報制度運用規程に則り、コンプライアンス上の疑義ある行為については総務部・内部監査室を窓口として情報を収集し、取締役会及び監査役会へ報告のうえ適切に対処する。
- d. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、法令並びに定款及び社内規程に則り業務を行い、取締役会の議事録は文書管理規程に基づき適切に作成・保管する。
- b. 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 経営目標と企業目的を踏まえ、リスク管理規程を制定する。
- b. リスク管理規程に則り目標達成を脅かすリスクの特定・リスクの発生可能性と経営に与えるインパクトの評価・リスク評価の結果に基づいてリスクを軽減するために必要な施策を実施することによりリスク環境の変化に迅速に対応する。
- c. リスク状況の監視及び対応は、リスク管理委員会が行う。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行う。その他必要に応じて随時取締役会を開催する。
- b. 取締役は、自己の所管する業務について、取締役会及び随時に他の取締役に對して報告を実施する。
- c. 日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。

(ホ) 当社による子会社の管理体制、当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社による子会社の管理体制

- a. 内部統制システムの構築は当社グループ一体で実施し、当社グループの業務の適正を確保する。
 - b. 子会社の取締役は、当社の取締役会に出席し、業務進捗状況・財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
 - c. 子会社損失の危険の管理についてはリスク管理規程に則り、当社グループ一体でリスク管理を実施する。
 - d. 子会社の日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
 - e. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程に基づき、当社グループ一体での体制整備を実施する。
 - f. 内部監査室は、子会社の内部監査を定期的実施しコンプライアンス上の問題点の有無及び業務の適切性の検証を行う。
- 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- g. 親会社の取締役と当社の取締役は当社及び子会社の内部統制システムの構築・運用状況について定期的に意見交換を行い、親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適切性を確保する。

(ヘ) 監査役の補助に関する体制

- a. 監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を監査役スタッフとして置くこととする。
- b. 当該使用人の人事は監査役会の意見を尊重する。
- c. 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性を確保する。

(ト) 監査役に報告するための体制

- a. 内部通報制度運用規程に則り、当社及び子会社におけるコンプライアンス上の疑義ある行為については、当社の監査役へ報告するものとする。
- b. 当社及び子会社の取締役は、監査役会に報告すべき事項を定めるとともに定められた報告事項以外についても、必要な事項は随時報告する体制を整備する。
- c. 内部通報制度運用規程に則り、報告をした者が監査役へ報告をしたことを理由として、いかなる不利益取扱いも行わない。

(チ) 監査役の監査費用等に関する体制

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用等が適切でない場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(リ) 監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 必要に応じて当社及び子会社の代表取締役・会計監査人・内部監査室は監査役との意見交換を実施する。
- b. 監査役は、当社及び子会社の重要な会議に必要に応じて出席し、意思決定の過程及び業務執行状況について把握する。
- c. 当社及び子会社の取締役は、監査役監査の実効性の確保に関する監査役からの要望事項には、速やかに対応する。

(ヌ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び、平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要は是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「एसリードグループ行動規範」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を定め、役職員等へ周知徹底を行っております。

当社における反社会的勢力対応部署は総務部、不当要求防止責任者は総務部部长とし、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための社内体制の整備、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行うこととしております。また、有事の対応状況、平時の取組の状況については、総務部部长から毎週開催される部長会において、取締役及び部門長に適時適切に報告されることとなっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念において、マンション販売及びその関連業務を通じて社会に貢献することを使命としています。この経営理念とそれに基づく行動規範に株主・投資家の方々に対して、「当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示する」ことを定め、行動規範の周知徹底・実践に当社グループ一体となって取り組んでいます。

当社は、行動規範をはじめとして、「内部者取引管理規程」「情報セキュリティ基本方針」「関係会社管理規程」などの社内規程を制定して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に実施する体制を構築しております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の適時開示に係る社内体制等は、以下のとおりであります。情報取扱責任者は、開示の要否の判定にあたり、必要に応じ社外では顧問弁護士及び会計監査人、社内では監査役会及び内部監査室等のチェック及びアドバイスを受けるものとしております。

(1) 決定事実の適時開示体制

適時開示規則の決定事実に該当する重要事項の決定機関は定時又は臨時取締役会が行います。重要事実を決定した場合、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示を指示します。

(2) 発生事実の適時開示体制

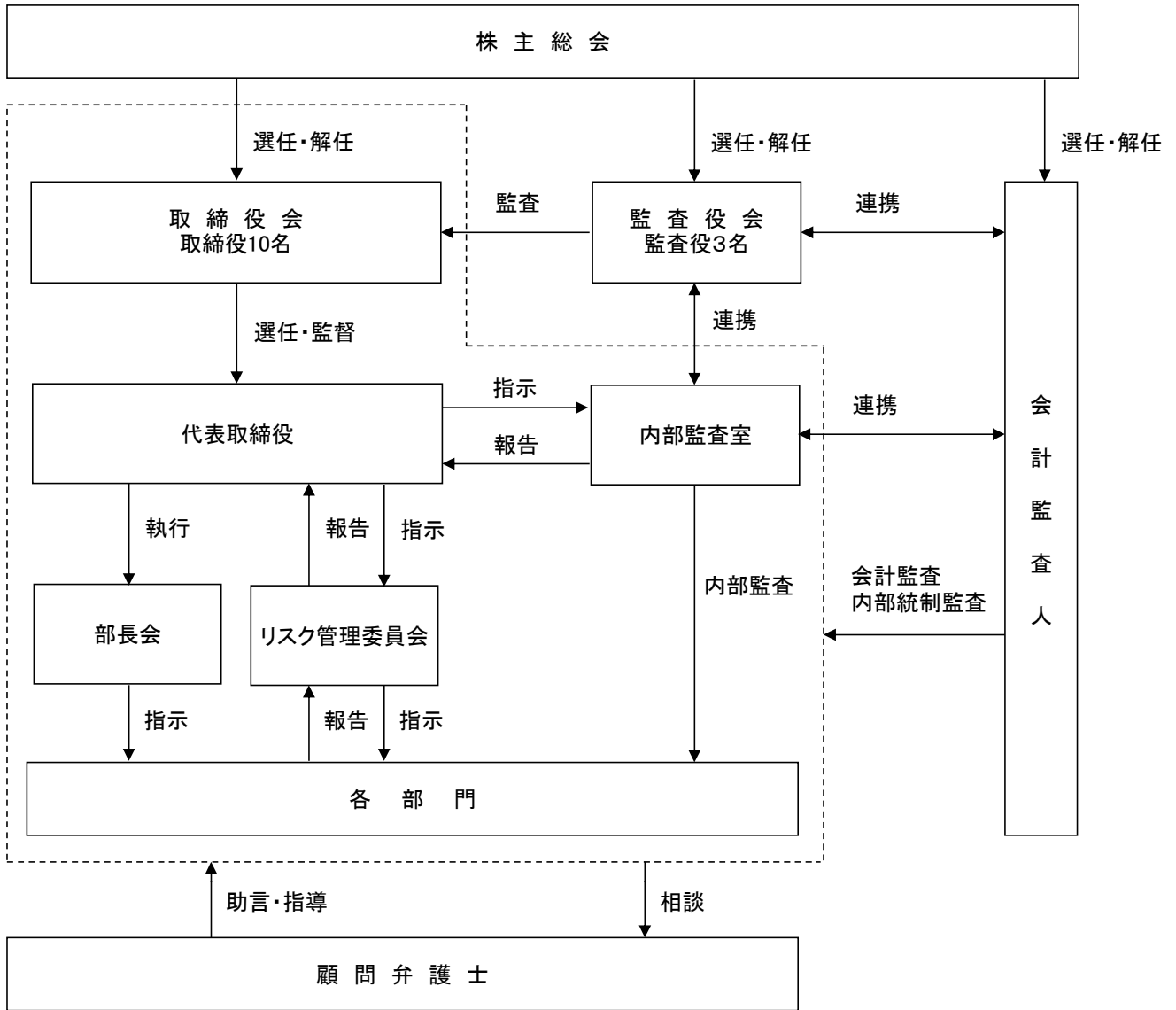
発生事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で当該部門の部門長は総務部を経由して情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は、事実関係を確認したうえで適時開示の要否を判定し、開示要の場合、取締役会又は代表取締役社長に報告し、承認を得たうえで速やかに開示します。

(3) 決算情報の適時開示体制

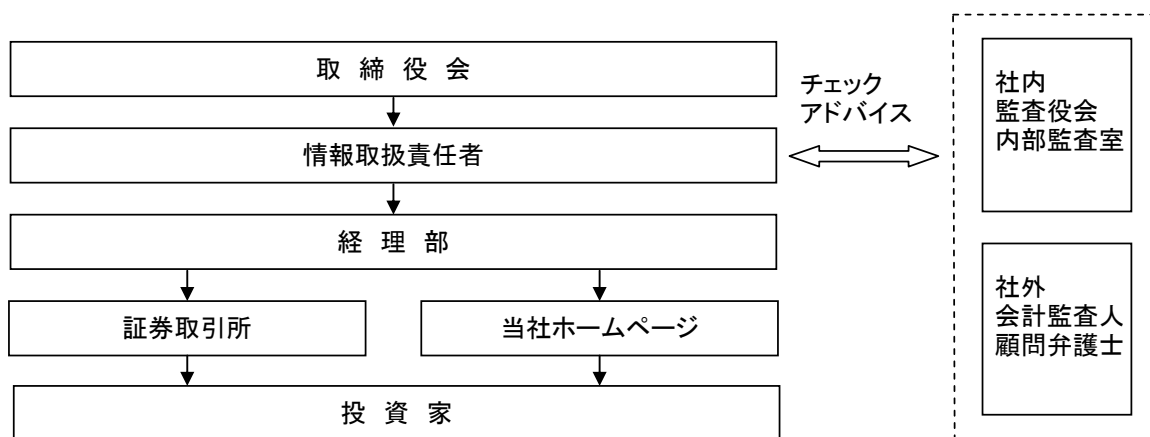
決算、配当、業績予想等の決算情報については、経理部が関連情報の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は適時開示の要否を判定し、開示要の場合、取締役会の承認を得たうえで速やかに開示します。

(4) 適時開示情報の管理体制

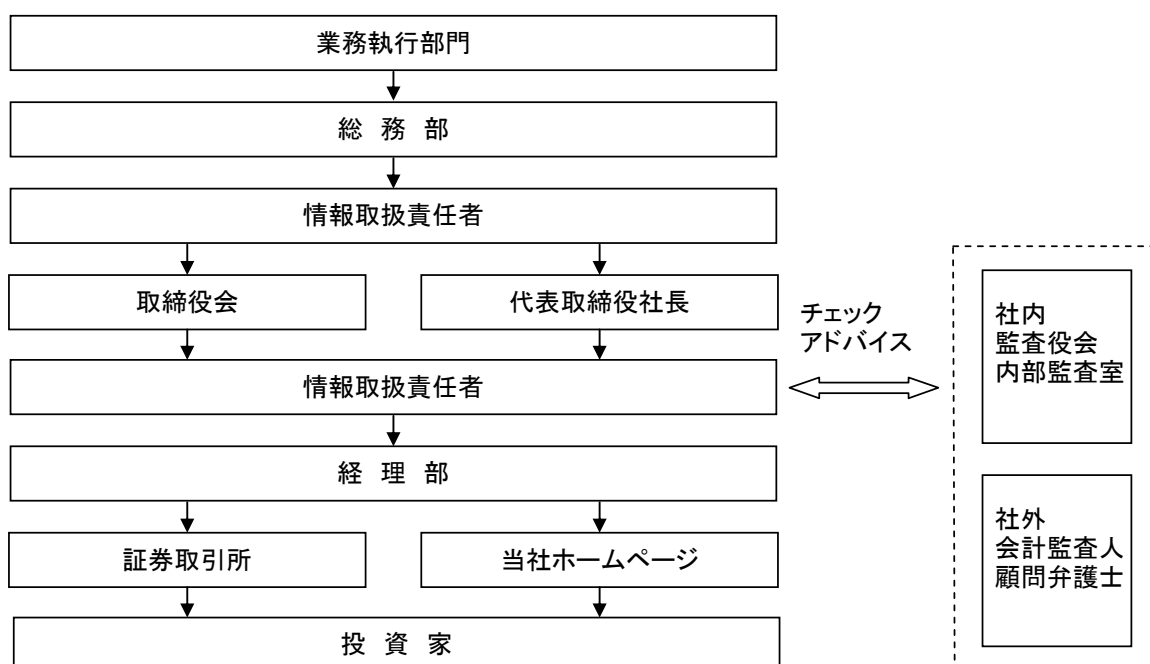
情報取扱責任者は管理本部長、情報開示実施部署を経理部としております。適時開示情報の管理は総務部が実施し、該当情報に接するものを最小限に止めるとともに、インサイダー取引防止の措置を講じています。また、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス教育を適宜実施し、適切な適時開示につき周知徹底を行っています。



(1) 決定事実の適時開示体制



(2) 発生事実の適時開示体制



(3) 決算情報の適時開示体制

